

エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業

助成金支給要綱

令和4年1月27日付3東し雇第8957号

改正 令和4年5月20日付4東し雇第1095号

改正 令和4年6月23日付4東し雇第1660号

(目的)

第1条 エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業助成金（以下「助成金」という。）は、都民の日常生活に欠かせない食料品を販売する企業で新型コロナウイルス感染症の影響により欠員が大きく生じた場合に、事業を継続するため代替要員の確保を目的として利用した人材派遣の派遣料金の一部を助成することにより、都民生活を維持することを目的とする。

(通則)

第2条 公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する助成金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における定義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業等とは、資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の企業（この要綱において「企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」をいう。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人等であること。
- (2) 「食料品スーパーマーケット」とは、原則、食料品の売上構成比が70%以上、かつ売場面積が250㎡以上の小売店をいう。
- (3) 「コンビニエンスストア」とは、原則、営業時間が14時間以上、かつ売場面積が250㎡未満の飲食料品中心の小売店をいう。
- (4) 「派遣期間」とは、派遣労働者の派遣契約上の派遣期間をいう。
- (5) 「派遣契約期間」とは、人材派遣契約締結日から派遣期間満了日までをい

う。

(助成対象事業者の要件)

第4条 この要綱において、助成金の支給対象とする事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、中小企業等であって、次の（１）から（７）までを全て満たす者とする。

（１）都内で食料品スーパーマーケット又はコンビニエンスストア（以下「食料品スーパーマーケット等」という。）を営んでいること。

（２）東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

（３）過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

（４）労働関係法令について、次のアからキを満たしていること。

ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。

イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常的时间外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。

ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。

エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。

オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。

カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること。

キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。

（５）都税の未納がないこと。

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

（７）暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をい

う。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

- 2 その他、財団理事長（以下、「理事長」という。）が適当でない判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

（助成対象店舗の要件）

第5条 この要綱において、助成金の支給対象とする店舗（以下「助成対象店舗」という。）は、次の事項をすべて満たすものとする。

- （1） 助成対象事業者が運営する都内に所在する食料品スーパーマーケット等であること。

（助成対象従業員の要件）

第6条 この要綱において、助成の対象とする従業員（以下「助成対象従業員」）は、次の各号をすべて満たす者とする。

- （1） 助成対象事業者が直接雇用し、助成対象店舗で勤務している従業員であること。
- （2） 人材派遣契約締結日において、勤務予定だった従業員であり、かつ新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者等となり出勤できない状態にあること。

（助成事業及び対象経費等）

第7条 助成事業は「エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業」とする。

- 2 前項の助成事業の内容は別表1のとおりとする。
- 3 助成対象となる経費は、別表2の要件を満たす人材派遣契約に基づき、助成対象期間に生じる派遣料金とする。

（助成対象期間）

第8条 助成対象期間は、助成対象従業員の代替要員確保のための人材派遣の派遣期間の初日から連続する31日以内の期間（初日算入）とする。なお、助成対象期間は人材派遣契約ごとに判断する。

（助成額及び助成限度額）

第9条 助成の金額及び限度額は下記のとおりとする。

助成対象従業員 1人あたり	1時間当たりの派遣料金の1/2（上限：1,000円） × 助成対象期間内の総労働時間（上限：1日当たり8時間）
------------------	--

- 2 算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 助成対象従業員は1店舗あたり3人までとする。

（事前エントリーへの応募）

第10条 本助成金の支給申請を行おうとする助成対象店舗は、人材派遣契約締結日以前に、事前エントリーにて応募を行わなければならない。

なお、応募に際しては原則、対象期間内に助成対象店舗ごと1回限りとし、事前エントリーの受付期間は別途募集要項で定める。

（支給申請）

第11条 助成金の支給申請は、助成対象店舗ごとに行うこととする。なお、支給申請は対象期間内に1店舗につき1回限りとする。

- 2 支給申請は、助成対象従業員が2名以下の場合は、別途募集要項で定める受付期間最終日を申請期限とする。助成対象従業員が3名の場合は、3名分の助成対象となる派遣料金の支払完了日から1か月後の日、あるいは支給申請の受付期間最終日のうち、いずれか早い日を申請期限とする。
- 3 助成金の申請を行おうとする助成対象事業者（以下「申請事業者」という。）は、支給申請書（様式第1-1号）、事業所一覧（様式第1-2号）、人材派遣実績確認表（様式第1-3号）、誓約書（様式第2号）を別表3に定める書類と共に理事長に提出しなければならない。
- 4 当該申請にあたっての提出書類は、別表3に定めるもののほか、別途募集要項に定める。

（支給決定）

第12条 理事長は、前条の規定により申請事業者から申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

- （1）審査の上、適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、支給決定通知書（様式第3-1号）により、当該支給決定の内容及びこれに付した条件について、申請事業者に通知する。
- （2）審査の上、適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、不支給決定通知書（様式第3-2号）により、当該不支給決定の内容及び理

由について、当該申請事業者に通知する。

(名称変更等の届出)

第13条 申請事業者が、その名称、所在地、代表者を変更する場合は、変更届出書(様式第4号)に関係書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第14条 申請事業者は、支給申請後に当該申請を撤回しようとするときは、遅滞なく支給申請撤回届出書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、第12条第1項第1号の規定により支給決定の通知をする場合において、申請事業者が支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知する。

3 申請企業から申請の撤回があった場合は、当該申請はなかったものとみなす。

(助成金の支払)

第15条 申請事業者は、第12条第1項の規定により通知を受けた場合において、助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書兼口座振替依頼書(様式第6号)及び別表4に定める書類を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により助成金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

(支給決定の取消し)

第16条 理事長は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給決定を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) 助成金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(3) 申請事業者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至った

とき。

(4) その他、理事長が適当でないと判断したとき。

(是正のための措置)

第17条 理事長は、第12条による支給決定の審査又は第16条の規定により、助成事業の成果等がこの支給要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(助成金の返還)

第18条 理事長は、第16条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、既に申請事業者が助成金を支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。

2 前項の助成金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第19条 理事長が第16条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において、第18条の規定により助成金の返還を命じたときは、申請事業者は、当該命令にかかる助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 理事長が助成金の返還を命じた場合において、申請事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第20条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、申請事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任等)

第22条 申請事業者は、第11条から第15条に定める申請事業者が行うべき事項に係る手続きを、支給申請書類提出時における「委任状(様式)」の添付をもって、代行させることができる。

(助成金の経理等)

第23条 申請事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第24条 理事長は、申請事業者に対し、助成事業の実施状況及び経費の収支等について、関係職員に書面または立入による調査をさせることができる。
2 申請事業者は、前項の規定に基づき検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(各種助成金等との併給調整)

第25条 本助成金は、その支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち、国又は地方自治体の実施するもの(他の団体等に委託して実施するものを含む)との併給はできないものとする。

(その他)

第26条 助成金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、改正前の第 11 条第 2 項の規定に基づいてすでに支給申請を行った助成対象店舗は、助成対象従業員が 3 名に達するまで 1 店舗につき 1 回限り追加申請できるものとする。